

うきは市農業委員会第11回総会議事録

[開催日時] 令和4年1月11日(火)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 302会議室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
(農地中間管理事業)
議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画について(農地中間管理事業)
議案第7号 非農地判断(非農地証明願い)について
議案第8号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地証明願について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

(出席委員)

会 長	16番	佐々木 芳幸			
職務代理者	15番	中村 稔			
委 員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

(農業委員会事務局職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第11回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は7番委員と8番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第1号－1上程)

事務局 (議案第1号－1説明・朗読)

議長 それでは分科会長である12番委員の意見を求めます。

分科会長 キャンプ場運営のために田の端の方をテントを立てる用の土地として利用する計画だそうです。特に周辺の営農に影響ないと思われれます。問題ないかと思いますが皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1番 先程の説明の通りです。現地は田箆の馬場という集落の中にあり諏訪神社という神社が近くにあります。地域振興の一環ということでこういう事業を行っており、市役所のブランド課も関係しています。今回の申請は3年間の一時転用ということですので3年過ぎた後の取り扱いはどうなるのかというところが気になっています。ですがこの申請については特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 3年が経過した後の取り扱いについて事務局より補足の説明を求めます。

事務局 今回の申請は3年間の一時転用となっています。この土地は農振農用地でありますので3年経過後の延長は認められません。ですので期間満了となるまでに今後の方針、農用地からの除外・転用なども含めて地域協議会としての方針を決定してもらおうところです。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

8番 この案件の申請人になっている「新川・田箆地域協議会」というのは自治協とはまた違った組織ですか？

1番 市のブランド課が事務局となっている組織ですので自治協とは別です。地域代表ということで松木高雄君や大力英行君といった方が参加しているというふうに聞いております。

議長 ほかに質問のある方、挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号－1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第1号－2を議題とします。事務局説明をお願いします。

- 事務局 (議案第1号-2上程)
- 事務局 (議案第1号-2説明・朗読)
- 議長 本来であれば分科会長の意見を求めるところですが、今回も時間の都合上分科会を二手に分けて現地確認を実施しています。議案第2号-2の現地確認を行なった副分科会長の7番委員より意見を求めます。
- 副分科会長 事務局からの説明の通りです。登記は田ですが現況は畑です。隣地も畑ですので転用に伴う水利等の影響もないものと思います。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 10番 先程の説明の通りです。土地改良区の受益地ではありますが承諾はとっておりますし、隣地承諾や水利承諾もあるのできちんと協議はなされています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-2に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案第1号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。
- 事務局 (議案第1号-3上程)
- 事務局 (議案第1号-3説明・朗読)
- 議長 この案件についても副分科会長より意見を求めます。
- 副分科会長 事務局からの説明の通りです。申請人は譲渡人の子で住宅建設のために転用するとのことです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 14番 先程の説明の通りです。特に問題となるべき事はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-3に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案第1号-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
- 事務局 (議案第1号-4上程)
- 事務局 (議案第1号-4説明・朗読)
- 議長 この案件について分科会長より意見を求めます。

分科会長 事務局からの説明の通りです。昨年転用した駐車場の南側です。現在工場の敷地内を通過して駐車場に入っていますが今回の転用で南側の市道から直接入れられるようになるので利便性もよくなるようです。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 2 番 それでは担当委員の意見を求めます。

事務局の説明の通りです。周囲への悪影響はないと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 1 号－ 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第 2 号－ 1 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 1 説明・朗読)

議長 この案件について副分科会長より意見を求めます。

副分科会長 事務局からの説明の通りです。場所は住宅地の中にあるような農地です。東側の宅地に住宅建設する予定ですが、道路に面していないので転用しないと新規の住宅建築ができない状態です。始末書つきの案件ですがやむなしかと思。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 10 番 それでは担当委員の意見を求めます。

事務局の説明の通りです。集落の中にある小さな農地で隣接の宅地と一体での利用です。問題はないと思。皆様のご審議をよろしくお願。す。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 2 号－ 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第 2 号－ 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第 2 号－ 2 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 2 説明・朗読)

議長 この案件についても副分科会長より意見を求めます。

副分科会長 事務局からの説明の通りです。現地確認しましたが正直申しまして驚きました。始末書つきの案件ですが今後の状況をよく注意して見ていく必要がある

と思います。申請自体はやむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしくお
願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6 番 事務局の説明の通りです。申請人はこの農地の周囲に山林・原野を持ってお
りますので知らずに農地部分も削ってしまったとのことでした。現在の状態
から見てもやむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4 番 ここ何年かうきは市でも災害級の大雨が観測されていますので災害が起こらな
いような対策が必要と思いますがそのあたりはどうなっているのですか？

事務局 農地改良にあたっては傾斜を安定勾配でとることや、土砂の流出防止のため
沈砂池を設けるなど安全に配慮して行なうとのことで確約を得ています。

1 3 番 私も現地確認しましたが、現在はとても農地とは見えないような姿形です。
3年の期限で農地に復旧する計画とのことですがもし3年で完了できないで
経過してしまった場合どうなるのですか？

事務局 この土地は農振農用地ですので延長は認められません。ですので計画どおり
3年以内に農地として復旧する事が必須となっています。今後の進捗状況に
ついては転用許可後も注意して見ていきたいと思っております。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-2に賛成の方は
挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
とします。事務局説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前に、議案第3号-1と2につきまして本人から取り下げの
願ひがありましたので報告させていただきます。ですので議案第3号-3よ
り説明をさせていただきます。

(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

1 5 番 譲渡人の夫が亡くなり、営農縮小ということで近隣を耕作している譲受人と
の間で話がまとまったとのこと。特に問題ないと思います。皆様のご審
議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方は挙手を
求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第3号-4上程)

事務局 (議案第3号-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 この土地は道に面していないので管理もなかなか難しい状態だったと聞いています。今回隣地の所有者が譲受け、一体で管理していくとのこと。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-5を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第3号-5上程)

事務局 (議案第3号-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6番 譲受人は高齢ですので管理も十分にできないとのこと。譲受人の家が隣ですので引き受けるとのこと。話がまとまったそうです。問題なしと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-6を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第3号-6上程)

事務局 (議案第3号-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4番 前前月に農地としての確認願いが出ていましたところ。補助金受給のための準備として親子間での貸借契約を結ぶ必要があるとのこと。やる気があり積極的に取り組まれている方ですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-7上程)

事務局 (議案第3号-7説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10番 この農地ですが、道に面しておらず隣接する宅地を通してでないとい入ることができません。譲受人はこの宅地を購入する方で一体での購入ということですので。ほかに近辺でこの農地を利用する方もいないとのことですのでしかたがないかと思ひます。やむなしと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 次に議案第3号-8・9を議題とします。事務局より一括して説明をお願いします。

(議案第3号-8・9上程)

事務局 (議案第3号-8・9説明・朗読)

議長 この案件については新規就農ということでヒアリングを行なっていますのでまず分科会長の意見を求めます。

分科会長 1月5日に現地でヒアリングを行なっています。営農計画どおりに収益を上げていくのは少し難しいかなと思ひます。ですが若い方ではありますしやる気があるような印象も受けました。皆様のご審議をお願いします。

議長 次に担当委員の意見を求めます。

8番 議案第3号-9については小塩の宮区の山を越えたちょうど裏側の農地です。現在は管理はきちんとされていますのでこれを引き続き維持していただくことで問題ないと思ひます。議案第3号-8につきましては少しここまでの経過をお話しておく必要があるかと思ひますのでお時間をいただきたいと思ひます。実はこの中の小塩772-1と774-1という土地にはシャインマスカットのハウスがあります。ここは宮崎さんという方がもともとアスパラを作っていたのを改植してまだ2~3年目で、ようやく昨年くらいから収益が上がりだしたところが、耕作者には十分説明のないままに所有者が売買の話不動産屋と進めてしまっていたというわけです。宮崎さんの農業収益の基幹となっていくであろう農地をこのような形で手放さなくてはならないというのも非常に残念な話であります。そういう事情に加えてこの宮崎さん

という方が地域の世話役とか耳納山麓の世話方もされています。新しく入って来られる方がそういったところまできちんとしていただけるのか、地元だけでなく私及び永井推進委員ともども不安に思うところは正直ありますが、やむを得ないのかなと考えている次第です。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 1 番 今現在この譲渡人とその宮崎さんがトラブルになっているのですか？
- 8 番 そういうわけではありません。しかしながら宮崎さんとしては「はじめに自分に言ってもらえれば購入ということでも話もできたのに」というようなことも言っておられました。やはり思うところがあるようでしたのでこういう事情があった事を知っていただきたいと考えた次第です。
- 議長 この農地自体に何らかの権利設定はされていたのでしょうか？
- 事務局 利用権設定等はありませんでした。お互い口頭での契約で耕作を行なっていたようです。
- 3 番 ハウス自体は築何年くらいのものなのですか？
- 8 番 正確に築何年なのかはわかりません。ただ事業を活用して建てたものでここ何年の間にできたというものではないです。
- 1 3 番 改植などこの土地に様々な投資をしているわけですがそれに対して何らかの補償はあるのでしょうか？
- 8 番 その件についても、所有者と宮崎さんの間で話し合いを持って、金銭での補償ということでまとまったようです。非常に難しい案件であります。ただ個人の財産ということでもありやむなしかと考えているところです。
- 4 番 非常に難しい案件ということはよくわかりました。事務局に質問なのですが、参考までにこのあとの採決で仮に否決となった場合のその後の流れも説明をお願いします。
- 事務局 採決で否決となった場合ですが、申請人には不許可書を交付します。当然不許可の理由も記載しますし、申請人はそれに対して不服申立てを行なうこともできます。そうなればこの総会の内容、審議の過程についても公開する事になります。委員の皆様には、非常に難しい判断ではありますが心情的にどうかという点ではなく農地法上の許可基準に合致するのかどうかという部分について審議していただくよう改めてお願いをいたします。
- 議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。まず議案第3号－8に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 賛成多数という事で許可とします。次に議案第3号－9に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号上程)

事務局 (議案第4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求め
ます。

議長 全員賛成という事でうきは市長へ回答します。

議長 引き続き議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(利用権設定) 及び議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分
計画についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 説明に入ります前にこの2つの議案について説明をいたします。議案第5号
で所有者より推進機構に貸し付けを行い、議案第6号で機構から貸し付けを
行なうものです。

(議案第5号・議案第6号上程)

事務局 (議案第5号・議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

3番 通常農地の貸し借りだと農地法の3条や利用権設定等が主だと思いますがこ
の貸し借りの形態をとる理由は何ですか？

議長 確かこの農地は以前ブドウ畑として使っており、転作田としての扱いになっ
ていたはずなのでその関係もあると思いますが。

局長 先程会長が言われたように永年作物、果樹園などで使用している田は水田と
しての使用を停止しているとみなして再生して米麦など普通作に利用しても
国や県の交付金の対象とはなりません。ただこの機構を通した貸し借りを
行なうと機構が土地の利用用途を決定するため、現在転作田となっている田で
あっても再び水田として使えるようになります。そういう部分も含めてこの
貸し借りの形態を選択しているのだと考えられます。

3番 では、現在果樹園などになっている田を田として再び使用する目的で借りる
際にはこういう方法をとればよいのですね。

局長 そうなります。窓口は農政係ですのでそういった場合は相談を頂きたいと思
います。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。まず議案第5号に賛成の方は
挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長へ回答します。次に議案第6号に賛成の方は
挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長へ回答します。
議長 続きまして議案第7号 非農地判断（非農地証明願）についてを議題とします。議案第7号－1・2一括して事務局説明をお願いします。

（議案第7号－1・2上程）

事務局 （議案第7号－1・2説明・朗読）

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の説明のとおりです。2件とも非農地でやむなしというような状態でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは議案第7号－1について担当委員の意見を求めます。

1番 先程の説明の通りです。申請人の父の代に売買して名義は変えていなかった土地とのことです。年1回の利用状況調査の際に申請人も初めて気づいた程で誰がこの建物を建てたのかすらわからないと言っておりました。ただどちらにしても整理は必要だろうとのことでの申請です。やむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に議案第7号－2について担当委員の意見を求めます。

9番 現地には倉庫がありますが、建て増しをしたときによく確認しないまま農地部分にはみ出してしまったようです。同じくやむなしかと考えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。まず議案第7号－1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で議案第7号－1を非農地と判断します。次に議案第7号－2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で議案第7号－2についても非農地と判断します。

議長 続きまして議案第8号 うきは市空き家に付属した農地の指定（下限面積における別段の面積）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第8号上程）

事務局 （議案第8号説明・朗読）

今月の総会で空き家に付属した農地の指定を受けた後、来月総会において3条許可申請をするという流れになっております。

議長 それでは現地確認した副分科会長の意見を求めます。

副分科会長 先程事務局より説明のあった通りです。隣に瓜坊というビジネス旅館がありますがそこが事業拡張のため空き家と付属する農地を一体で購入するという話だそうです。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

